

別表 1

「建て替え」、「建て増し」、「附属建築物」の建築に係る運用一覧表（用途の変更を伴う場合を除く。）

	規模による区分	敷地の範囲	開発行為を伴う場合	開発行為がない場合
建て替え	改築 (1.5倍以内の建て替え)	従前の敷地内	開発行為を伴う場合であっても 開発(29条)許可不要【令22条4号】	建築(43条)許可不要 【昭和57年7月16日建設省計民発第31号】
		敷地拡大を伴う場合	開発(29条)許可必要 【条例6条7号対象】	建築(43条)許可必要【条例8条7号対象】 申請は「新築」とする
	建て替え 新築 (1.5倍を超える建て替え)	従前の敷地内	開発(29条)許可必要 【条例6条7号対象】	建築(43条)許可必要【条例8条7号対象】 申請は「新築」とする
		敷地拡大を伴う場合		
	小規模改築	従前の敷地内	開発行為を伴う場合であっても 開発(29条)許可不要【令22条5号】 (敷地拡大の場合、建築(43条)許可も不要)	建築(43条)許可不要 【令35条2号】
		敷地拡大を伴う場合		
建て増し	増築 (1.5倍以内の建て増し)	従前の敷地内	開発行為を伴う場合であっても 開発(29条)許可不要【令22条4号を準用】	建築(43条)許可不要 【昭和57年7月16日建設省計民発第31号】
		敷地拡大を伴う場合	開発(29条)許可必要 【条例6条7号対象】	建築(43条)許可必要【条例8条7号対象】 申請は「新築」とする
	建て増し 新築 (1.5倍を超える建て増し)	従前の敷地内	開発(29条)許可必要 【条例6条7号対象】	建築(43条)許可必要【条例8条7号対象】 申請は「新築」とする
		敷地拡大を伴う場合		
	小規模増築	従前の敷地内	開発行為を伴う場合であっても 開発(29条)許可不要【令22条3号】 (敷地拡大の場合、建築(43条)許可も不要)	建築(43条)許可不要 【令35条2号を準用】
		敷地拡大を伴う場合		
附属建築物	従前の敷地内	開発行為を伴う場合であっても 開発(29条)許可不要【令22条2号】 (敷地拡大の場合、建築(43条)許可は必要)	建築(43条)許可不要 【令35条1号】	
	敷地拡大を伴う場合		建築(43条)許可必要【条例8条7号対象】 申請は「新築」とする	